

## 声明

### 辺野古埋立承認問題における政府の行政不服審査制度の濫用を憂う

2015年10月23日

行政法研究者有志一同

周知のように、翁長雄志沖縄県知事は去る10月13日に、仲井眞弘多前知事が行った辺野古沿岸部への米軍新基地建設のための公有水面埋立承認を取り消した。これに対し、沖縄防衛局は、10月14日に、一般私人と同様の立場において行政不服審査法に基づき国土交通大臣に対し審査請求をするとともに、執行停止措置の申立てをした。この申立てについて、国土交通大臣が近日中に埋立承認取消処分<sup>1</sup>の執行停止を命じることが確実視されている。

しかし、この審査請求は、沖縄防衛局が基地の建設という目的のために申請した埋立承認を取り消したことについて行われたものである。行政処分につき固有の資格において相手方となった場合には、行政主体・行政機関が当該行政処分の審査請求をすることを現行の行政不服審査法は予定しておらず（参照、行審57条4項）、かつ、来年に施行される新行政不服審査法は当該処分を明示的に適用除外としている（新行審7条2項）。したがって、この審査請求は不適法であり、執行停止の申立てもまた不適法なものであって、国民の権利救済を目的としている行政不服審査制度を濫用するに甚だしいものがある。

また、沖縄防衛局は、すでに説明したように「一般私人と同様の立場」で審査請求人・執行停止申立人になり、他方では、国土交通大臣が審査庁として立ち現われ、執行停止までも行おうとしている。これでは、一方で国の行政機関である沖縄防衛局が「私人」になりすまし、他方で同じく国の行政機関である国土交通大臣が、この「私人」としての沖縄防衛局の審査請求を受け、恣意的に執行停止・裁決を行おうというものである。国民からみれば、国の一人芝居にほかならない。

このような政府がとっている手法は、国民の権利救済制度である行政不服審査制度を濫用するものであって、じつに不公正極まりないものであり、法治国家に悖るものといわざるを得ない。

法治国家の理念を実現するために日々教育・研究に従事している私たち行政法研究者にとって、このような事態は極めて憂慮の念に堪えないものである。国土交通大臣においては、今回の沖縄防衛局による執行停止の申立てをただちに却下するとともに、審査請求も却下することを求める。

#### ※ 声明賛同署名 世話人

岡田正則（早稲田大学） 紙野健二（名古屋大学） 白藤博行（専修大学）  
本多滝夫（龍谷大学） 山下竜一（北海道大学） 亘理格（中央大学）

#### 賛同署名

わたしは、上記の声明に賛同します。

2015年 10月 日

氏名 \_\_\_\_\_ 所属 \_\_\_\_\_ 職名 \_\_\_\_\_

氏名の公表の許諾（ 承諾します 承諾しません）\*いずれかに○をつけてください。

※ この声明は、国土交通省およびマスコミ各社に10月23日に送付する予定です。